

はじまります!!

平成20年4月から

75歳以上の方が加入する

後期高齢者医療制度

高齢化が急速に進み、高齢者にかかる医療費も増大しています。高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるようにするため、平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が創設されます。なお、この制度の運営は県内のすべての市町が加入する「山口県後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料の徴収や各種申請の受付など窓口業務は市役所で行います。

○「後期高齢者」ってどんな人？

75歳以上の人を指します。一方、65歳～74歳の人を「前期高齢者」と言います。

○被保険者となる人は？

75歳の誕生日を迎えた人（一定の障害の状態にあると認定を受けた人は65歳以上）は、現在加入中の医療保険（国民健康保険や被用者保険）から新しくできる**後期高齢者医療制度に移行**することになります。

○現在、老人医療受給中の人は・・・

平成20年4月以降は、そのまま**手続きなく後期高齢者医療制度の被保険者**になります。

○新保険証の交付は？

被保険者一人ひとりに後期高齢者医療被保険者証が交付されます。現在、老人医療受給中の人には、広域連合から**平成20年3月**にご自宅に郵送します。4月以降に対象者となる人には75歳の誕生日に間に合うように郵送します。

○保険料は？

保険料率は県内同一です。保険料は均等割と所得に応じた所得割の合計額となります。限度額は一人年額50万円です。保険料額は広域連合で個人ごとに決定されます。これまでの保険の保険料は必要なくなり、代わりに後期高齢者医療保険料を負担していただくこととなります。**被用者保険の被扶養の人は、新たに自分の保険料を負担していただくこととなります。**（詳しくは下記をご覧ください。）なお、国民健康保険に加入している人は従来と同様に所得に応じた軽減措置があります。

○納付の方法は？

原則、介護保険料同様に**年金から天引き**されます。天引きされない場合は、納付書で市役所窓口や金融機関で納付していただきます。

○病院でのサービスと窓口の負担は？

これまでの老人医療と同様の医療給付を受けられます。自己負担割合もこれまでの老人医療と同様に、**一般の人は1割負担**、現役並みの所得がある人は3割負担となります。

これまで扶養されていた人の保険料について

後期高齢者医療制度は今まで、家族の保険で扶養されていた方にも保険料を納めていただくこととなりますが、そのような方に対しては【表1】のとおり軽減措置が行われます。

【表1】

平成20年 4月	～	20年 9月	無料
平成20年 10月	～	21年 3月	均等割9割 軽減
平成21年 4月	～	22年 3月	均等割5割 軽減